

群馬県適正化通信 NO.186(令和6年6月号)

令和5年度巡回指導実施結果について

令和5年度の巡回指導実施結果を見ると、総合評価では前年度よりA（大変良い）、B（良い）が増加しました。

改善指導項目では、各項目の指摘率は減少傾向にあるものの、毎年度の課題でもある「特定運転者に対する特別指導」の指摘事項は依然ワースト1位で全体の4割近くを占めています。

中でも、65歳を超える適齢運転者の“適齢診断受診結果に基づく教育”について指摘が多く見受けられました。指摘が多い理由は“適齢診断結果を踏まえた教育実施後の記録が無い”

ことが主な原因です。受診結果を見ながら口頭で実施した指導内容は、必ず教育記録として記録の保存をお願いします。参考様式として裏面に掲載しております。群馬県トラック協会HPからもダウンロード可能ですので、是非ご活用ください。また、初任運転者の“過去3年以上の事故歴把握”も依然として指摘が多い状況です。事業者の皆様には引き続き社内での一括取得とは別に初任運転者採用時の“運転記録証明書”の取得は忘れないよう徹底をお願いします。

次に指摘率が増加した「運行記録計」では、“距離計の不具合”、“記録の改ざん・不実記載”による指摘が多く見受けられました。適正化通信No.164号でもお知らせしていますが、“距離計の針の不具合”により、走行距離が適切に記録されていないケース、“連続運転”や“拘束時間”、“休息期間”を偽ること等を目的とした故意的な抜き取り行為等、様々な原因による記録不備の指摘が目立つ状況にあります。事業者及び管理者の皆様は、日々の“拘束時間”や“連続運転”、“速度超過”だけでなく、運行記録計の記録内容をしっかりと確認のうえ、運転者に対する指導監督や運行管理業務等を行っていただきますよう、管理の徹底をお願いいたします。

各事業者の皆様には、その他の項目も管理状況を確認のうえ、前回と同じ項目が指摘されないよう、「訪問アドバイス」や「一日相談室」等を利用して、計画的かつ積極的な取組みをお願いします。

1. 巡回指導総合評価集計

	A（大変良い）		B（良い）		C（普通）		D（悪い）		E（大変悪い）		その他		合計	
	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
5年度	227	35.4	223	34.8	119	18.6	12	1.9	1	0.1	59	9.2	641	100
4年度	190	32.3	224	38.0	117	19.9	12	2.0	4	0.7	42	7.1	589	100
3年度	135	26.1	166	32.2	115	22.3	18	3.5	4	0.8	78	15.1	516	100
2年度	204	39.6	180	35.0	53	10.3	10	1.9	2	0.4	66	12.8	515	100

2. 改善指導項目ワースト5 (全体)

※()内の数字は指摘率

調査事項	5年度	4年度	3年度	2年度
特定運転者に対する特別指導の実施及び記録保存(事故歴の把握を含む)	①37.0%	①41.9%	①49.7%	①41.7%
健康診断の実施及び記録保存	②23.3%	④25.9%	②35.7%	④17.5%
過労防止(改善基準違反及び乗務割等の作成、時間管理を含む)	③22.5%	②27.6%	③33.9%	③17.7%
特定運転者の適性診断受診(初任診断・適齢診断等)	④21.0%	③26.0%	④28.9%	②25.7%
運行記録計の記録保存(機器不良・記録改ざん含む)	⑤18.1%			
点呼の実施及び記録保存		⑤17.8%		
運行指示書の作成、指示、記録保存			⑤27.3%	
整備管理者の講習				⑤14.9%

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

乘務員教育記録簿 (高齢)

乗務員教育記録簿(高齢)

指導教育の種類と内容 (国土交通大臣告示 第1366号)	令和 年 月 日 () 時 ~ 時
	場所
<p>【高齢運転者の特別な指導の内容】</p> <p>適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。</p>	<p>教育の種類 ■高齢者</p> <p>教育内容～教育に使用したテキスト等を添付又は保存すること。</p> <p>運転者氏名</p> <p>●良い点が認められた項目(説明した概要を記載する。)</p> <p>●運転時に注意していただきたい点(説明した概要を記載する。)</p> <p>●運転者が安全運転するために、自ら考えた運転方法等(感想)</p>
<p>高齢運転者</p> <p>適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの)を65歳に達した日以後1年以内(65歳以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。</p>	<p>●運転時に注意していただきたい点(説明した概要を記載する。)</p> <p>●運転者が安全運転するために、自ら考えた運転方法等(感想)</p>
<p>運転者教育は、適齢診断の結果が判明した後1か月以内に実施する必要があります。</p>	<p>※以下のような運転が必要と考えた場合はチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 車間距離の確保が必要と考えました。</p> <p><input type="checkbox"/> スピードを落とし運転する必要があると考えました。</p> <p><input type="checkbox"/> 止まって見る(特に後退時、狭い道路等)必要があると考えました。</p>

(注) 初任運転者・高齢者・事故惹起者の指導を実施した場合は、運転者台帳に指導年月日を記入する。